

平成29年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産加工振興センター、商工観光課〕
建設水道部〔都市整備課〕
2. 監査の期間 自 平成29年 11月 20日
至 平成29年 12月 15日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 千 葉 智 人
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成28年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
 - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否

- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説

明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産加工振興センター

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 消防設備点検委託業務において、予定価格の算出根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、適正に事務処理されたい。
- (2) 変圧器劣化診断業務において、
 - ①実地で診断した9月26日を完了日とする完了届が提出され、同日で業務監督員による完了確認及び検査員による完了検査を行っているが、診断結果報告書の提出がなく、どのように業務の完了を確認したか不明である。
 - ②また、当初9月30日までを業務期限としていたものの、受注者から診断結果報告書が10月11日に提出されており、完了が遅延しているため、業者への指導を徹底されたい。
 - ③診断結果報告書が10月11日に提出されたことに伴い、執行伺の業務期限など関係書類の日付を訂正しており、不適切な事務処理となっているため、是正されたい。

● 商工観光課

○ 商工労政担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 資料複写料の口頭申告処理収入原簿が作成されていないので、資料等の複写に係る実費負担金取扱要綱の規定に基づき適正に事務処理されたい。

【意見】

- (1) 物品貸付収入及び季節労働者生活資金貸付金損失補償本人負担金の収入未済金において、市民負担の公平性の確保に努めることは当然のことながら、昭和35年度から昭和55年度までの貸付であり、長期にわたり納入がないことに加え、長期間を経過しているため、居所不明や死亡等により納入督促ができない状況にあることから、滞納者の実態把握に努められ適正な措置を講じられたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 中小企業振興基金融資保証料補助金において、補助金交付申請書に必要な添付書類である、保証決定通知書（写）の提出がなく、補助金の交付要件を満たしていないのに、補助金を支出しているものが1件あるので、中小企業振興基金融資保証料補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助事業者に対して必要な書類の

提出を求め適正な事務処理に努められたい。

(2) まちなかにぎわい創出事業補助金において

①実績報告書に添付されている収支決算書は、当初予算額の変更及び、使用料及び賃借料80,000円や繰出金466,666円の項目が新設されており、補助金の交付決定の内容を変更するもので、実績報告書を提出する前に、補助事業等変更承認申請書による変更の承認を要するので是正されたい。

②また、繰出金は翌年度への繰越金であり、補助対象外経費となり、その金額は補助対象経費の10%以上となることから、補助事業等繰越金承認申請書の提出を求め、繰越の可否を決定するよう是正されたい。

2. その他事務について

【指摘事項】

(1) 出張旅費（航空賃）の支給事務において、精算時に支払った額の分かる証明書類（搭乗券等）の添付を省略できない区分の割引制度を利用したもののうち、証明書類の添付がなされていないものが2件あるので、必要書類を確実に添付されるよう是正されたい。

○ 観光振興担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

(1) 中標津空港広告物件管理業務委託において、予定価格の算出根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、適正に事務処理されたい。

2. 財産について

【指摘事項】

(1) 行政財産使用許可（建物）において、使用料の算定は財産条例施行規則第12条の規定に基づき行うが、算定基礎となる当該建物の維持管理費の委託料の金額が誤っていることにより、過大徴収となっているものが1件あるので、精算処理されたい。

◎ 建設水道部

● 都市整備課

○ 都市管理担当

・特記事項なし

○ 都市事業担当

・特記事項なし

○ 都市公園担当

・特記事項なし

○ 維持担当

・特記事項なし